件	名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主 讠	言 課	総務部管理局人事課
根拠法令等		職員の給与等に関する報告及び勧告(平成22年9月27日付け22人委第288号)

## 【改正の概要】

人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。

## 〔改正条例〕

職員の給与に関する条例

教育職員の給与に関する条例

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例

- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例

職員の修学部分休業に関する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

## 〔改正内容〕

- 1 給料表の改正等(条例 、 、 及び )
  - (1) 40 歳台の職員が受ける号給以上の号給について、給料表の引下げ(平均 0.1%)
  - (2) 55 歳を超える職員のうち、行政職 6 級相当以上の職員に対する給料月額等の一定率減額(1%) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員等を除く。
- 2 期末・勤勉手当支給割合の改正(条例 ~ )
  - 一般職員の期末・勤勉手当合計で年間 0.20 月の引下げ。
  - (1) 知事等特別職及び教育長(条例 及び )

	21 年度		22 🕏	丰度	23 年度以降		
	6月期	12 月期	6月期	12 月期	6月期	12月期	
期末手当	1.45	1.65	1.45	1.50	1.40	1.55	

支給割合は、国家公務員の指定職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計に準じて改正

(2) その他の一般職員(条例 及び )

		21 年度		22 年度		23 年度以降	
		6月期	12 月期	6 月期	12 月期	6月期	12 月期
一般職員	期末手当	1.25	1.50	1.25	1.35	1.225	1.375
双帆貝	勤勉手当	0.70	0.70	0.70	0.65	0.675	0.675
 特定幹部職員	期末手当	1.10	1.25	1.05	1.15	1.025	1.175
付化针砂嘅貝	勤勉手当	0.85	0.95	0.90	0.85	0.875	0.875
再任用	期末手当	0.70	0.80	0.65	0.80	0.65	0.80
一般職員	勤勉手当	0.30	0.40	0.35	0.30	0.325	0.325
再任用	期末手当	0.60	0.70	0.55	0.70	0.55	0.70
特定幹部職員	勤勉手当	0.40	0.50	0.45	0.40	0.425	0.425

3 その他(条例 ~ )

55 歳を超える職員に係る給料等の支給額の一定率減額に伴う読替規定の整備等

4 平成22年12月期期末手当に関する特例(調整措置)

本年4月~11月までに支給された給与に係る公民較差相当額について、平成22年12月に支給する期末手当から減額調整する。

施 行 日 平成22年12月1日

## 【その他参考事項】